

新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者の療養期間・待機期間について

別紙

(参照：厚生労働省ホームページ・三重県ホームページより)

区分	症状	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
感染者 (通常)	症状がある	発症日 発熱等の症状がでた日	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	解除
感染者 (通常)	無症状だが 検査で陽性	検査日	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	解除
感染者 (短縮)	無症状だが 検査で陽性	検査日	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 <u>抗原検査で 陰性</u>	解除		
濃厚接触者 (通常)	無症状	感染者との最終接触日	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	待機 検査はしない	解除		
濃厚接触者 (短縮)	無症状	感染者との最終接触日	待機 検査はしない	待機 <u>抗原検査で 陰性</u>	<u>抗原検査で 2日連続陰性 なら即解除</u>					

※上記表中の待機期間中に検査で用いる「抗原定性検査キット」は、「対外診断用医薬品」として国の承認を受けたものを選んでください。

※令和4年9月9日より、感染症法に基づく緊急避難措置を適用しており、医療機関から保健所への届出対象外の方については、保健所からの連絡を行わないこととなりました。(届出対象の方：65歳以上の者・入院を要する者・重症化リスクがあり新型コロナ治療薬の投与が必要な者・重症化リスクがあり新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者・妊婦)

【期間短縮ができる条件】

- ① 発熱等の症状はないが検査の結果が陽性で重症化リスクがない方は、検査日の翌日からカウントして5日目に抗原検査をして「陰性」となった場合、7日間の自宅療養期間を5日間に短縮でき、6日目から解除となる。
- ② 濃厚接触者となり発熱等の症状がない方は、陽性者との最終接触日の翌日からカウントして2日目に抗原検査1回目、その翌日に抗原検査2回目(但し1回目と2回目の検査は24時間以上空ける)を実施し、「2日連続で陰性」となった場合は即解除となり、5日間の自宅療養期間を3日間に短縮できる。